

議案第108号

大阪市準用河川における河川管理施設等の構造に関する技術的基準を
定める条例案

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 堤防（第3条－第14条）

第3章 床止め（第15条－第17条）

第4章 堰^{せき}（第18条－第27条）

第5章 水門及び樋門^ひ（第28条－第35条）

第6章 揚水機場及び排水機場（第36条－第39条）

第7章 橋（第40条－第46条）

第8章 伏せ越し（第47条－第51条）

第9章 雑則（第52条－第54条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第100条第1項において読み替えて準用する法第13条第2項の規定に基づき、河川管理施設又は法第100条第1項において準用する法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物（以下「許可工作物」という。）のうち、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 河川 法第100条第1項に規定する準用河川をいう。

- (2) 河川管理施設 ^{せき}堰、水門、堤防、護岸、床止めその他河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。ただし、市長以外の者が設置した施設については、当該施設を河川管理施設とすることについて市長が権原に基づき当該施設を管理する者の同意を得たものに限る。
- (3) 一級河川 法第4条第1項に規定する一級河川をいう。
- (4) 河川区域 次に掲げる区域をいう。
- ア 河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地（河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。）の区域
- イ 河川管理施設の敷地である土地の区域
- ウ 堤外の土地の区域のうち、アに掲げる区域と一体として管理を行う必要があるものとして市長が指定した区域
- (5) 計画高水流量 過去の主要な洪水及びこれらによる災害の発生の状況並びに流域及び災害の発生を防止すべき地域の気象、地形、地質、開発の状況等を総合的に考慮して、市長が定めた高水流量をいう。
- (6) 計画横断形 計画高水流量の流水を流下させ、背水又は計画高潮位の高潮が河川外に流出することを防止し、河川を適正に利用させ、流水の正常な機能を維持し、及び河川環境の整備と保全をするために必要な河川の横断形で、市長が定めたものをいう。
- (7) 流下断面 流水の流下に有効な河川の横断面をいう。
- (8) 計画高水位 計画高水流量及び計画横断形に基づいて、又は流水の貯留を考慮して、市長が定めた高水位をいう。
- (9) 計画高潮位 過去の主要な高潮及びこれらによる災害の発生の状況、当該河川

及び当該河川が流入する海域の水象及び気象並びに災害の発生を防止すべき地域の開発の状況等を総合的に考慮して、市長が定めた高潮位をいう。

(10) 高潮区間 計画高潮位が計画高水位より高い河川の区間をいう。

(11) 計画堤防 計画横断形が定められている場合における当該計画横断形に係る堤防をいう。

第2章 堤防

(適用の範囲)

第3条 この章の規定は、流水が河川外に流出することを防止するために設ける堤防について適用する。

(構造の原則)

第4条 堤防は、護岸その他これらに類する施設と一体として、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造とするものとする。

(材質及び構造)

第5条 堤防は、盛土により築造するものとする。ただし、土地利用の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、その全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものとし、又はコンクリート構造若しくはこれに準ずる構造の胸壁を有するものとすることができる。

(高さ)

第6条 堤防の高さは、計画高水位に0.6メートルを加えた値以上とするものとする。ただし、堤防に隣接する堤内の土地の地盤高（以下「堤内地盤高」という。）が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、この限りでない。

2 前項の堤防のうち計画高水流量を定める高潮区間の堤防の高さは、同項の規定によるほか、計画高潮位に波浪の影響を考慮して必要と認められる値を加えた値を下

回らないものとするものとする。

3 胸壁を有する堤防の胸壁を除いた部分の高さは、計画高水位以上とするものとする。

(天端幅)

第7条 堤防の天端幅は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、3メートル以上とするものとする。

(盛土による堤防の法勾配等)

第8条 盛土による堤防（胸壁の部分及び護岸で保護される部分を除く。次項において同じ。）の法勾配は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、50パーセント以下とするものとする。

2 盛土による堤防の法面は、芝等によって覆うものとする。

(護岸)

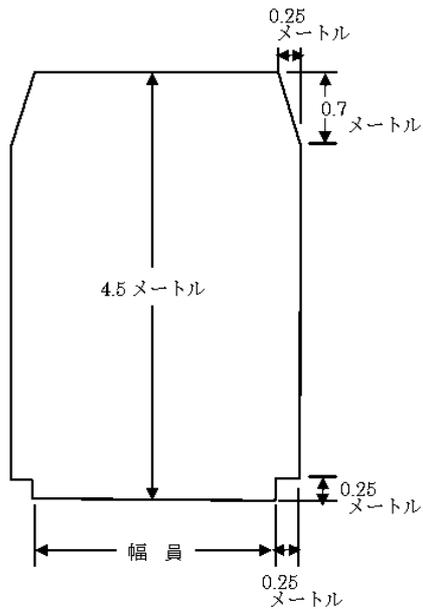
第9条 流水の作用から堤防を保護するため必要がある場合においては、堤防の表法面に護岸を設けるものとする。

(管理用通路)

第10条 堤防には、次の各号に定めるところにより、河川の管理のための通路（以下「管理用通路」という。）を設けるものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合、堤防の全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものである場合又は堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満の区間である場合においては、この限りでない。

(1) 幅員は、3メートル以上で堤防の天端幅以下の適切な値とすること

(2) 建築限界は、次の図に示すところによること



(波浪の影響を著しく受ける堤防に講ずべき措置)

第11条 高潮区間又は2以上の河川の合流する箇所（一級河川と河川の合流する箇所を含む。）の堤防その他の堤防で波浪の影響を著しく受けるものには、必要に応じ、護岸を設けるものとする。

(背水区間の堤防の高さ及び天端幅の特例)

第12条 1の一級河川又は河川（以下「甲河川」という。）とその他の河川（以下「乙河川」という。）が合流することにより乙河川に背水が生ずることとなる場合においては、合流箇所より上流の乙河川の堤防の高さは、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号。以下「令」という。）第20条第1項から第3項まで又はこの条例第6条第1項及び第2項の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の高さを下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間及び逆流を防止する施設によって背水が生じないようにすることができる区間にあつては、この限りでない。

2 前項本文の規定により乙河川の堤防の高さが定められる場合においては、その高さとは乙河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に0.6メートルを加えた高さとは一致する地点から当該合流箇所までの乙河川の区間（以下「背水区

間」という。)の堤防の天端幅は、令第21条第1項又はこの条例第7条の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の天端幅を下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、この限りでない。

(天端幅の規定の適用除外等)

第13条 その全部又は主要な部分がコンクリート、鋼矢板又はこれらに準ずるものによる構造の堤防については、第7条及び前条第2項の規定は、適用しない。

2 胸壁を有する堤防に関する第7条及び前条第2項の規定の適用については、胸壁を除いた部分の上面における堤防の幅から胸壁の直立部分の幅を減じたものを堤防の天端幅とみなす。

(連続しない工期を定めて段階的に築造される堤防の特例)

第14条 堤防の地盤の地質、対岸の状況、上流及び下流における河岸及び堤防の高さその他の特別の事情により、連続しない工期を定めて段階的に堤防を築造する場合においては、それぞれの段階における堤防について、計画堤防の高さと当該段階における堤防の高さとの差に相当する値を計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位。以下この条において同じ。）から減じた値の水位を計画高水位とみなして、この章（前2条の規定を除く。）の規定を準用する。

第3章 床止め

(構造の原則)

第15条 床止めは、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 床止めは、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(護床工)

第16条 床止めを設ける場合において、これに接続する河床の洗掘を防止するため必要があるときは、適当な護床工を設けるものとする。

(護岸)

第17条 床止めを設ける場合においては、流水の変化に伴う河岸又は堤防の洗掘を防止するため、次の各号に定めるところにより、護岸を設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 床止めに接する河岸又は堤防の護岸は、上流側は床止めの上流端から10メートルの地点又は護床工の上流端から5メートルの地点のうちいずれか上流側の地点から、下流側は水叩きの下流端から15メートルの地点又は護床工の下流端から5メートルの地点のうちいずれか下流側の地点までの区間以上の区間に設けること
- (2) 前号に掲げるもののほか、河岸又は堤防の護岸は、湾曲部であることその他河川の状況等により特に必要と認められる区間に設けること
- (3) 河岸又は堤防の護岸の高さは、計画高水位以上とすること。ただし、床止めの設置に伴い流水が著しく変化することとなる区間にあつては、河岸又は堤防の高さとする

第4章 堰^{せき}

(構造の原則)

第18条 堰^{せき}は、計画高水位（高潮区画にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

- 2 堰^{せき}は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに堰^{せき}に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(流下断面との関係)

第19条 可動堰^{せき}の可動部（流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱^{せき}に限る。次条において同じ。）以外の部分（堰柱^{せき}を除く。）及び固定堰^{せき}は、流下断面（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面を含む。以下この条及び第41条第1項において同じ。）内に設けてはならない。ただし、河

川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるとき、及び河床の状況により流下断面内に設けることがやむを得ないと認められる場合において治水上の機能の確保のため適切と認められる措置を講ずるときは、この限りでない。

(可動堰の可動部の径間長)

第20条 可動堰の可動部の径間長（隣り合う堰柱の中心線間の距離をいう。以下この章において同じ。）は、15メートル以上（可動部の全長（両端の堰柱の中心線間の距離をいう。次項において同じ。）が15メートル未満である場合には、その全長の値）とするものとする。ただし、河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 2 可動堰の可動部の全長が30メートル未満であるときは、前項の規定にかかわらず、可動部の径間長を12.5メートル以上とすることができる。

(可動堰の可動部のゲートの構造)

第21条 可動堰の可動部のゲート（バルブを含む。以下この章において同じ。）は、確実に開閉し、かつ、必要な水密性及び耐久性を有する構造とするものとする。

- 2 可動堰の可動部のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。
- 3 可動堰の可動部のゲートは、予想される荷重に対して安全な構造とするものとする。
- 4 可動堰の可動部が起伏式である場合におけるゲート（潮止めをその設置の目的に含む堰のゲートを除く。）は、次に掲げる基準に適合する構造とするものとする。
 - (1) ゲートの起立時における上端の高さは、計画横断形に係る河床の高さと計画高水位との中間位以下とすること。ただし、ゲートを洪水時においても土砂、竹木その他の流下物によって倒伏が妨げられない構造とするとき又は治水上の機能の確保のため適切と認められる措置を講ずるときは、ゲートの起立時における上端の高さを堤内地盤高又は計画高水位のうちいずれか低い方の高さ以下とすることができる。

(2) ゲートの直高は、3メートル以下とすること。ただし、ゲートを洪水時においても土砂、竹木その他の流下物によって倒伏が妨げられない構造とするときは、この限りでない。

(ゲートに作用する荷重の種類)

第22条 可動堰^{ぜき}の可動部のゲートに作用する荷重としては、ゲートの自重、貯留水による静水圧の力、貯水池内に堆積する泥土による力、貯留水の氷結時における力、地震時におけるゲートの慣性力、地震時における貯留水による動水圧の力及びゲートの開閉によって生ずる力を採用するものとする。

(可動堰^{ぜき}の可動部のゲートに作用する荷重)

第23条 前条に規定する可動堰^{ぜき}の可動部のゲートに作用する荷重のうち、貯留水による静水圧の力、地震時におけるゲートの慣性力及び地震時における貯留水による動水圧の力の計算方法は、河川管理施設等構造令施行規則（昭和51年建設省令第13号。以下「施行規則」という。）第20条第1項において読み替えて準用する施行規則第4条、第6条及び第7条に定めるところによる。

2 可動堰^{ぜき}の可動部のゲートの構造計算に用いる設計震度は、施行規則第2条第4項の強震帯地域、中震帯地域及び弱震帯地域の区分に応じ、それぞれ0.12、0.12及び0.10とする。

3 可動堰^{ぜき}の可動部のゲートについては、第1項に規定するもののほか、必要に応じ、洪水時又は高潮時における動水圧その他のゲートに作用する荷重を計算するものとする。

(可動堰^{ぜき}の可動部のゲートの高さ)

第24条 可動堰^{ぜき}の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、計画高水位に0.6メートルを加えた値以上で、高潮区間においては計画高潮位を下回らず、その他の区間においては当該地点における河川の両岸の堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより

高いときは、計画堤防)の表法肩^{のり}を結ぶ線の高さを下回らないものとするものとする。

- 2 可動堰^{ぜき}の可動部の起伏式ゲートの倒伏時における上端の高さは、可動堰^{ぜき}の基礎部(床版を含む。)の高さ以下とするものとする。

(可動堰^{ぜき}の可動部の引上げ式ゲートの高さの特例)

第25条 背水区間に設ける可動堰^{ぜき}の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、治水上の支障がないと認められるときは、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる高さのうちいずれか高い方の高さ以上とすることができる。

- (1) 当該河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に0.6メートルを加えた高さ
- (2) 計画高水位(高潮区間にあつては、計画高潮位)

- 2 地盤沈下のおそれがある地域に設ける可動堰^{ぜき}の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、前条第1項及び前項の規定によるほか、予測される地盤沈下及び河川の状況を勘案して必要と認められる高さを下回らないものとする。

(管理施設)

第26条 可動堰^{ぜき}には、必要に応じ、管理橋その他の適当な管理施設を設けるものとする。

(護床工等)

第27条 第16条及び第17条の規定は、堰^{せき}を設ける場合について準用する。

第5章 水門及び樋門^ひ

(構造の原則)

第28条 水門及び樋門^ひは、計画高水位(高潮区間にあつては、計画高潮位)以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

- 2 水門及び樋門^ひは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに水門又は樋門^ひに接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(構造)

第29条 水門及び樋門（ゲート及び管理施設を除く。）は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

2 樋門は、堆積土砂等の排除に支障のない構造とするものとする。

(断面形)

第30条 河川を横断して設ける水門及び樋門の流水を流下させる部分の断面形は、計画高水流量（舟の通行の用に供する水門にあつては、計画高水流量及び通行すべき舟の規模）を勘案して定めるものとする。

2 前項の規定は、一級河川及び河川以外の水路が河川に合流する箇所において当該水路を横断して設ける水門及び樋門について準用する。

(河川を横断して設ける水門の径間長等)

第31条 第19条及び第20条の規定は、河川を横断して設ける水門について準用する。

この場合において、第19条中「可動堰の可動部（流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱に限る。次条において同じ。）以外の部分（堰柱を除く。）及び固定堰」とあるのは、「水門のうち流水を流下させるためのゲート及び門柱以外の部分」と、第20条中「可動堰の可動部」とあり、及び「可動部」とあるのは、「水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱の部分」と、同条第1項中「堰柱」とあるのは、「門柱」と読み替えるものとする。

(ゲート等の構造)

第32条 水門及び樋門のゲートは、確実に開閉し、かつ、必要な水密性を有する構造とするものとする。

2 水門及び樋門のゲートは、鋼構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

3 水門及び樋門のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

(水門のゲートの高さ等)

第33条 水門のゲートの閉鎖時における上端の高さは、水門に接続する堤防（計画横

断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防の高さを下回らないものとするものとする。ただし、高潮区間において水門の背後地の状況その他の特別の事情により治水上支障がないと認められるときは、水門の構造、波高等を考慮して、計画高潮位以上の適切な高さとすることができる。

- 2 第24条第1項の規定は、河川を横断して設ける水門（流水を分流させる水門を除く。）のゲートの高さについて、第25条の規定は、河川を横断して設ける水門のゲートの高さについて準用する。この場合において、これらの規定中「可動堰^{ぜき}の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「水門の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」と読み替えるものとする。

（管理施設等）

第34条 第26条の規定は、水門及び樋門^ひについて準用する。

- 2 水門に設ける管理橋の幅員は、水門に接続する管理用通路の幅員を考慮した適切な値とするものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。

（護床工等）

第35条 第16条及び第17条の規定は、水門又は樋門^ひを設ける場合について準用する。

第6章 揚水機場及び排水機場

（揚水機場及び排水機場の構造の原則）

第36条 揚水機場及び排水機場は、河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

- 2 揚水機場及び排水機場のポンプ室（ポンプを据え付ける床及びその下部の室に限る。）、吸水槽及び吐出水槽その他の調圧部は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

(排水機場の吐出水槽等)

第37条 樋門を有する排水機場には、吐出水槽その他の調圧部を設けるものとする。

ただし、樋門が横断する河岸又は堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

- 2 吐出水槽その他の調圧部の上端の高さは、排水機場の樋門が横断する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さ以上とするものとする。

(流下物排除施設)

第38条 揚水機場及び排水機場には、土砂、竹木その他の流下物を排除するため、沈砂池、スクリーンその他の適当な流下物排除施設を設けるものとする。ただし、河川管理上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

(樋 門)

第39条 揚水機場及び排水機場の樋門と樋門以外の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、樋門が横断する河岸又は堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

第7章 橋

(河川区域内に設ける橋台及び橋脚の構造の原則)

第40条 河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

- 2 河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに橋台又は橋脚に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(橋 台)

第41条 河岸、背水区間又は高潮区間に係る堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下この条において同じ。）に設ける橋台は、流下断面内に設け

てはならない。ただし、河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 2 堤防に設ける橋台（前項の橋台に該当するものを除く。）は、堤防の表法^{のり}肩より表側の部分に設けてはならない。
- 3 堤防に設ける橋台の表側の面は、堤防の法線に平行して設けるものとする。ただし、堤防の構造に著しい支障を及ぼさないために必要な措置を講ずるときは、この限りでない。
- 4 堤防に設ける橋台の底面は、堤防の地盤に定着させるものとする。

（橋脚）

第42条 河道内に設ける橋脚（基礎部（底版を含む。次項において同じ。）その他流水が作用するおそれがない部分を除く。以下この項において同じ。）の水平断面は、できるだけ細長い楕^だ円形その他これに類する形状のものとし、かつ、その長径（これに相当するものを含む。）の方向は、洪水が流下する方向と同一とするものとする。ただし、橋脚の水平断面が極めて小さいとき、橋脚に作用する洪水が流下する方向と直角の方向の荷重が極めて大きい場合であって橋脚の構造上やむを得ないと認められるとき又は洪水が流下する方向が一定でない箇所^だに設けるときは、橋脚の水平断面を円形その他これに類する形状のものとすることができる。

- 2 河道内に設ける橋脚の基礎部は、河床の表面から深さ2メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、河床の表面より下の部分に設けることができる。

（径間長）

第43条 橋脚を河道内に設ける場合においては、当該箇所において洪水が流下する方向と直角の方向に河川を横断する垂直な平面に投影した場合における隣り合う河道内の橋脚の中心線間の距離（河岸又は堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下この条において同じ。）に橋台を設ける場合においては橋台の胸壁

の表側の面から河道内の直近の橋脚の中心線までの距離を含み、河岸又は堤防に橋台を設けない場合においては当該平面上の流下断面（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面）の上部の角から河道内の直近の橋脚の中心線までの距離を含む。以下この条において「径間長」という。）は、河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる場合を除き、次の式によって得られる値以上とするものとする。ただし、径間長を先の式によって得られる値（以下この項及び第3項において「基準径間長」という。）以上とすればその平均値を基準径間長に5メートルを加えた値を超えるものとしなければならないときは、径間長は、基準径間長から5メートルを減じた値（30メートル未満となるときは、30メートル）以上とすることができる。

$$L = 20 + 0.005Q$$

備考 この式において、L及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L 径間長（単位 メートル）

Q 計画高水流量（単位 1秒間につき立方メートル）

2 次の各号のいずれかに該当する橋の径間長は、河川管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる値以上とすることができる。

(1) 川幅が30メートル未満の河川に設ける橋 12.5メートル

(2) 川幅が30メートル以上の河川に設ける橋 15メートル

3 河道内に橋脚が設けられている橋、堰^{せき}その他の河川を横断して設けられている施設（以下この項において「既設の橋等」という。）に近接して設ける橋（以下この項において「近接橋」という。）の径間長については、これらの施設の相互の関係を考慮して治水上必要と認められる範囲内において、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定めるところにより近接橋の橋脚を設けることとした場合における径間長の値とするものとする。ただし、既設の橋等の改築又は撤去が5年以内

に行われることが予定されている場合は、この限りでない。

(1) 既設の橋等と近接橋との距離（洪水時の流心線に沿った見通し線（以下この項において「見通し線」という。）上における既設の橋等の橋脚、堰柱^{せき}等（以下この項において「既設の橋脚等」という。）と近接橋の橋脚との間の距離をいう。次号において同じ。）が基準径間長未満である場合においては、近接橋の橋脚を既設の橋脚等の見通し線上に設けること

(2) 既設の橋等と近接橋との距離が、基準径間長以上であって、かつ、川幅以内である場合においては、近接橋の橋脚を既設の橋脚等の見通し線上又は既設の橋等の径間の中央の見通し線上に設けること

（桁下高等）

第44条 第24条第1項及び第25条の規定は、橋の桁下高について準用する。この場合において、これらの規定中「可動堰^{せき}の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「橋の桁下高」と読み替えるものとする。

2 橋面（路面又は地覆その他流水若しくは波浪が橋を通じて河川外に流出することを防止するための措置を講じた橋の部分をいう。）の高さは、背水区間又は高潮区間においても、橋が横断する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さ以上とするものとする。

（護岸等）

第45条 第16条及び第17条の規定は、橋を設ける場合について準用する。

2 前項の規定による場合のほか、橋の下の河岸又は堤防を保護するため必要があるときは、河岸又は堤防をコンクリートその他これに類するもので覆うものとする。

（管理用通路の構造の保全）

第46条 橋（取付部を含む。）は、管理用通路（管理用通路を設けることが計画されている場合は、当該計画されている管理用通路）の構造を考慮して適切な構造の取

付通路その他必要な施設を設けた構造とするものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。

第8章 伏せ越し

(適用の範囲)

第47条 この章の規定は、用水施設又は排水施設である伏せ越しについて適用する。

(構造の原則)

第48条 伏せ越しは、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、並びに付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(構造)

第49条 堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この項において同じ。）を横断して設ける伏せ越しにあつては、堤防の下に設ける部分とその他の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、堤防の地盤の地質、伏せ越しの深さ等を考慮して、堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 第29条の規定は、伏せ越しの構造について準用する。

(ゲート等)

第50条 伏せ越しには、流水が河川外に流出することを防止するため、河川区域内の部分の両端又はこれに代わる適当な箇所に、ゲート（バルブを含む。次項において同じ。）を設けるものとする。ただし、地形の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。

2 前項のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

3 第26条の規定は、伏せ越しについて準用する。

(深 さ)

第51条 伏せ越しは、河床（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る河床を含む。以下この条において同じ。）の表面（堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この条において同じ。）の下の部分にあっては堤防の地盤面）から深さ2メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、河床の表面又は堤防の地盤面より下の部分に設けることができる。

第9章 雑 則

(適用除外)

第52条 この条例の規定は、次に掲げる河川管理施設又は許可工作物（以下「河川管理施設等」という。）については、適用しない。

- (1) 治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間の河川における応急措置によって設けられる河川管理施設等
- (2) 臨時に設けられる河川管理施設等
- (3) 工事を施行するために仮に設けられる河川管理施設等
- (4) 特殊な構造の河川管理施設等で、市長がその構造が第2章から第8章までの規定によるものと同様以上の効力があると認めるもの

(計画高水流量等の決定又は変更があった場合の適用の特例)

第53条 河川管理施設等が、これに係る工事の着手（許可工作物にあっては、法第100条第1項において準用する法第26条第1項の許可。以下この条において同じ。）があった後における計画高水流量、計画横断形、計画高水位又は計画高潮位（以下この条において「計画高水流量等」という。）の決定又は変更によってこの条例の規定に適合しないこととなった場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかったものとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定又は変更の後である改築（災害復

旧又は応急措置として行われるものを除く。)に係る河川管理施設等については、この限りでない。

(小河川の特例)

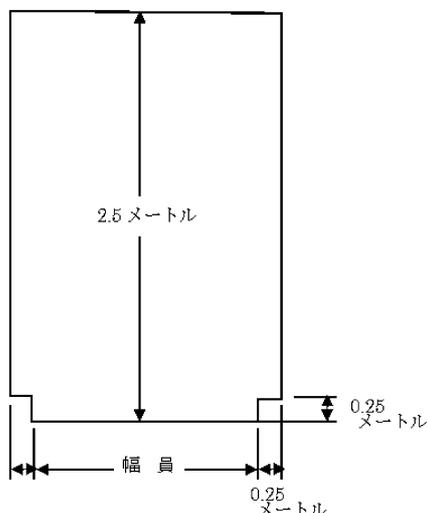
第54条 計画高水流量が1秒間につき100立方メートル未満の小河川に設ける河川管理施設等については、河川管理上の支障があると認められる場合を除き、次の各号に定めるところによることができる。

- (1) 堤防の天端幅は、計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が0.6メートル未満である区間においては、計画高水流量に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること

項	計画高水流量(単位 1秒間につき立方メートル)	天端幅(単位 メートル)
1	50未満	2
2	50以上100未満	2.5

- (2) 堤防の高さは、計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が0.6メートル未満である区間においては、計画高水流量が1秒間につき50立方メートル未満であり、かつ、堤防の天端幅が2.5メートル以上である場合は、計画高水位に0.3メートルを加えた値以上とすること

- (3) 堤防に設ける管理用通路は、川幅が10メートル未満である区間においては、幅員は、2.5メートル以上とし、建築限界は、次の図に示すところによること



附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年2月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

河川法に基づき、準用河川における河川管理施設又は同法の許可を受けて設置される工作物のうち、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 考)

河川法（抄）

（河川管理施設等の構造の基準）

第13条 省 略

2 河川管理施設又は第26条第1項の許可を受けて設置される工作物のうち、ダム、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準は、政令で定める。

（この法律の規定を準用する河川）

第100条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）については、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第13条第2項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と読み替えるものとする。

2 省 略